

オリジナル紅茶・法人ギフト特則

法人向けサービス共通取引条件に追加して適用する、オリジナル商品制作固有の条件

制定・施行日	2026 年 9 月 30 日
適用版	2026 年 9 月 30 日版

本特則は、CustomTea 合同会社が法人・団体等のお客様に提供するオリジナル紅茶、オリジナルブレンド、ティーバッグ、法人ギフト、周年記念品その他これらに付随する商品企画・製造・販売サービスに適用します。本特則に定めのない事項は「法人向けサービス共通取引条件」によります。個別条件、本特則、法人向けサービス共通取引条件の内容が異なる場合は、この順に優先します。

第 1 条 商品仕様

商品の種類、使用茶葉、ブレンド内容、内容量、ティーバッグの仕様、数量、包装、パッケージ、印刷、付属物、納品方法その他の商品仕様は、見積書、仕様書、校了データその他双方が確認した個別条件により定めます。

当社は、顧客による発注および必要な商品仕様の確定後、双方で確認した内容に基づいて茶葉、包材その他の資材を手配し、製造を進めます。

第 2 条 茶葉の選定・ブレンドおよび試作

当社は、顧客の希望、用途、予算その他の条件を踏まえ、使用茶葉、ブレンドその他の商品内容を提案します。

試飲用茶葉、試作品その他の試作対応の回数、数量および費用は、個別条件に定めます。顧客から追加の試作、当初の依頼内容を超える大幅な変更その他の追加作業の依頼があった場合、当社は追加料金を提示することがあります。

試作品と量産品との間では、使用茶葉のロット、製造規模その他の事情により、香味、色、水色その他に合理的な範囲の差が生じる場合があります。

第 3 条 天然原料の特性

茶葉その他の天然原料は、収穫年、収穫時期、産地、気候、製造ロット、保管状況その他の要因により、香り、味わい、色、水色、形状等に一定の差が生じる場合があります。

商品として通常許容される範囲内の自然な差異については、品質不良とは取り扱わないものとします。

第 4 条 商品仕様の確定および校了

パッケージ、ラベル、カードその他の印刷物を制作する場合、当社は必要に応じて校正データ等を顧客に提示します。

顧客は、商品名、文章、ロゴ、画像、表示内容、数量その他の内容を確認し、当社が指定する方法により最終承認（以下「校了」といいます。）を行うものとします。

校了後は、原則として当該内容に基づき製造を開始します。校了後に顧客から変更の希望があった場合、製造工程の状況により変更できないことがあります。変更可能な場合であっても、再印刷、再製造、資材廃棄その他に要する費用を顧客に負担いただくことがあります。

第5条 顧客から提供される素材・情報

顧客が、商号、商標、ロゴ、画像、文章、周年メッセージ、商品説明、デザインその他の商品企画、製造または表示に使用する素材または情報を当社に提供する場合、顧客は、当該素材または情報が正確であり、本商品の製造、販売または配布等に使用するために必要な権利または権限を有していることを確認するものとします。

顧客から提供された素材または情報に誤りがあり、または第三者の権利を侵害する等の問題が生じた場合、顧客は、その責めに帰すべき範囲において責任を負うものとします。ただし、当社による編集、加工、改変その他当社の責めに帰すべき事由によって生じた問題については、この限りではありません。

顧客から提供された素材または情報について、当社が法令、第三者の権利その他の観点から使用が適切でないと合理的に判断した場合、当社はその修正または差替えを求めることがあります。

第6条 デザイン・制作物

当社が商品企画のために制作したデザイン、文章、図版その他の制作物の権利帰属および利用範囲は、個別条件に定めます。

特段の合意がない限り、当社が従前から保有するテンプレート、制作手法、ノウハウその他の基礎的な素材または技術に関する権利は、当社または正当な権利者に留保されます。

第7条 ブレンドレシピ・ノウハウ

当社が商品開発の過程で作成したブレンドレシピ、配合比率、試作記録、茶葉選定基準、製造または抽出に関するノウハウその他の技術上または営業上の情報は、個別に譲渡または開示する旨の合意がない限り、当社のノウハウとして留保されます。

顧客は、納品された商品の利用、配布または販売に必要な範囲で商品を使用することができますが、当社のブレンドレシピ、配合比率その他のノウハウ自体の開示または譲渡を当然に受けるものではありません。

第8条 独占性

当社が顧客向けに開発した商品について、特定の茶葉、ブレンド、コンセプト等の独占的な使用を認める場合は、その対象、期間、地域その他の条件を個別に定めます。

個別に独占性を合意していない場合、当社は、顧客固有の秘密情報、商標、ロゴ、独自表現その他顧客に帰属する情報を使用しない範囲で、当社が有する一般的な知識、技術、経験およびノウハウを他の業務に利用することができます。

第9条 製造数量

完成品の納品数量は、原則として個別条件に定める数量とします。ただし、製造工程上、完成品の数量に一定の増減が生じる可能性がある商品については、その許容範囲および精算方法をあらかじめ個別条件に定めます。

茶葉、ティーバッグ、包材その他には、加工工程上一定の製造ロスが生じる場合があります。また、ティーバッグ加工、袋印刷その他の外部製造を伴う場合、最低製造数量、予備数量その他の事情により、資材の製造数量と完成品の納品数量が一致しないことがあります。

余剰となった茶葉、包材、印刷物その他の資材の取扱いについては、必要に応じて個別条件に定めます。

第 10 条 印刷・包装

印刷物、包装袋、ラベルその他の仕上がりについては、印刷方式、素材、製造ロット、加工工程、モニター表示その他の違いにより、色調、印刷位置、寸法その他に一定の差が生じる場合があります。

商品価値または通常の使用に影響しない合理的な範囲の差異については、品質不良とは取り扱わないものとします。

第 11 条 食品表示等

商品に必要な食品表示については、食品表示法、食品表示基準その他の関係法令に従い、当社、製造事業者その他の関係事業者が連携して必要な表示を行います。

表示事項については、商品の内容および適用される法令に応じて、名称、原材料名、添加物、アレルゲン、原料原産地、内容量、賞味期限、保存方法、食品関連事業者の名称および住所、製造所、栄養成分その他法令上必要となる事項を確認します。ただし、商品の内容または法令上の適用除外等により表示を要しない事項を除きます。

商品の製造、原材料または品質に関する表示事項については、原則として製造事業者その他の関係事業者から提供された情報に基づき作成します。

食品表示上の表示責任者その他の役割分担については、商品の製造・販売体制および個別条件に応じて確認します。当社が食品表示上の販売者その他の表示責任者となる場合、当社は、当社に関する必要な情報を提供し、製造事業者その他の関係事業者から提供された情報を確認のうえ、必要な表示内容を決定します。

一括表示ラベルその他の食品表示の作成、印刷、貼付等の具体的な実施方法については、商品の製造体制および個別条件に応じて定めます。

表示内容に誤りがあることが判明した場合は、当社、顧客および関係事業者が、必要に応じて情報を共有し、修正その他の対応について協議します。

第 12 条 納期

納期は、商品仕様の確定、校了、必要な茶葉および資材の入荷、製造工程その他の条件を踏まえて個別条件に定めます。

顧客による確認、校了、必要情報の提供その他顧客側の対応が遅れた場合、納期も変更となることがあります。

天然原料の調達状況、製造委託先の事情、印刷または加工工程、物流その他当社が合理的に管理できない事情により納期変更が必要となった場合、当社は速やかに顧客へ連絡し、対応を協議します。

第 13 条 仕様変更

発注後に顧客から商品仕様の変更希望があった場合、当社は製造状況を確認のうえ、対応可能な範囲で検討します。

既に発注、製造または加工済みの茶葉、資材、印刷物、加工費その他の費用については、仕様変更の有無にかかわらず顧客に負担いただく場合があります。変更に伴い追加費用または納期変更が生じる場合は、事前にその内容を提示します。

第 14 条 キャンセル

顧客の都合により契約成立後に商品制作をキャンセルする場合、個別条件に別段の定めがない限り、当社が既に実施した企画、茶葉選定、試作、デザインその他の業務に対応する費用ならびに発注済みまたは製造済みの茶葉、包材、印刷物、加工費その他取消し不能な費用を顧客に負担いただきます。

茶葉、包材、印刷物その他の資材の発注後、または製造・加工工程の開始後は、工程の進捗によりキャンセルができない場合があります。キャンセル可能な場合であっても、当社は、既に発生した費用および進捗に応じた合理的な業務費用を請求することがあります。

製造が相当程度進行し、取消しまたは他用途への転用が困難な場合は、契約金額の全部または製造進捗に応じた相当額を申し受けることがあります。

第 15 条 検品および不具合

顧客は、商品受領後、数量および外観等を確認するものとします。数量不足、破損、明らかな製造上の不具合その他契約内容との不一致がある場合は、原則として商品受領後 7 営業日以内に当社へ連絡するものとします。

通常の入受検査では直ちに発見できない製造上の不具合その他の問題が後日判明した場合は、顧客は発見後速やかに当社へ連絡するものとします。

当社の責めに帰すべき不具合が確認された場合、当社は状況に応じて、交換、追加納品、再製造、返金その他合理的な方法により対応します。

第 3 条および第 10 条に定める合理的な範囲の差異は、本条の不具合には含みません。オーダーメイド商品の性質上、当社の責めに帰すべき不具合がある場合を除き、納品後の顧客都合による返品または交換は受け付けません。

第 16 条 保管

顧客は、商品の受領後、商品に表示された保存方法その他当社または製造事業者が案内する条件に従って商品を保管するものとします。

顧客への納品後、顧客側の保管環境、取扱いその他顧客の責めに帰すべき事情に起因して生じた品質劣化について、当社は責任を負わないものとします。

第 17 条 納品・送料

商品の納品場所、納品方法、送料、分納その他の条件は、個別条件に定めます。

複数拠点への配送、指定日時配送、特殊な梱包その他通常の納品方法を超える対応については、事前に協議のうえ追加費用を申し受けることがあります。

配送事業者を利用して納品する場合は、顧客または顧客が指定した送付先への商品の引渡しをもって納品完了とします。

配送中の破損、紛失、著しい遅延その他の問題が生じた場合は、当社は配送事業者と状況を確認し、可能な範囲で再発送その他の対応を行います。

顧客から提供された送付先その他の情報に誤りがあった場合や、受取不能その他顧客側の事情により再発送等が必要となった場合は、追加送料その他実際に生じた費用をご負担いただくことがあります。

第 18 条 再製造・再印刷等

顧客による校了後の誤記、顧客から提供された素材または情報の誤り、顧客都合による仕様変更その他顧客の責めに帰すべき事情により再製造、再印刷、再加工または再発送が必要となった場合、その費用は顧客の負担とします。当社の責めに帰すべき事情による再製造その他の対応については、第 15 条の定めに従います。

第 19 条 食品安全・事故等への対応

当社は、製造事業者その他の関係事業者と連携し、関係法令に従って商品が適切に製造、加工、表示および取り扱われるよう、必要な確認を行います。

商品の安全性または適法性に影響する可能性のある事実が判明した場合は、当社および顧客は、相互に必要な情報をできる限り速やかに共有するものとします。

健康被害のおそれ、異物混入、表示の誤りその他の状況に応じて、出荷の一時停止、商品の回収または交換、関係者への案内、行政機関への報告その他の対応が必要となる場合は、当社、顧客および関係事業者が連携し、必要な対応を協議のうえ進めます。

これらの対応に要する費用については、問題の原因、各当事者の責任の所在その他の事情を踏まえ、双方で協議するものとします。